

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	総合政策課	整理番号	2-1												
処分の種類	不動産鑑定業者の登録の消除															
根拠法令条例等・条項	不動産の鑑定評価に関する法律第30条第2号、第5号、第6号															
処分の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑定業の廃止、死亡、法人の解散、法人の破産等の欠格事項が判明した場合の不動産鑑定業者の登録の消除</li> <li>・知事登録の不動産鑑定業者が他県にも事務所を設け国土交通大臣登録を受けたとき等の登録の消除</li> <li>・偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したときの当該不動産鑑定業者の登録の消除</li> </ul>															
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (法第30条第6号の不正の判明による業者登録の消除については、過去に実績がない又は稀であるため) 【参考】不動産の鑑定評価に関する法律第29条、第30条 (廃業等の届出) 第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">一 不動産鑑定業を廃止したとき。</td> <td style="width: 50%;">不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員</td> </tr> <tr> <td>二 死亡したとき。</td> <td>相続人</td> </tr> <tr> <td>三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。</td> <td>破産管財人</td> </tr> <tr> <td>四 法人が合併により解散したとき。</td> <td>法人を代表する役員であつた者</td> </tr> <tr> <td>五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき。</td> <td>清算人</td> </tr> <tr> <td>六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。</td> <td>不動産鑑定業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定による国土交通大臣への届出は、届出に係る不動産鑑定業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。 (登録の消除) 第三十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。 一 前条第一項の規定による届出があつたとき。 二 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号の一に該当する事実が判明したとき。 三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。 四 第二十二條第四項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。 五 第二十六條第三項の規定による通知があつたとき。 六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。</p>				一 不動産鑑定業を廃止したとき。	不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員	二 死亡したとき。	相続人	三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人	四 法人が合併により解散したとき。	法人を代表する役員であつた者	五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき。	清算人	六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。	不動産鑑定業者
一 不動産鑑定業を廃止したとき。	不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員															
二 死亡したとき。	相続人															
三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人															
四 法人が合併により解散したとき。	法人を代表する役員であつた者															
五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき。	清算人															
六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。	不動産鑑定業者															
基準の制定根拠	—															